

第2 千葉県石油コンビナート等防災本部条例等

1 千葉県石油コンビナート等防災本部条例	49
2 千葉県石油コンビナート等防災本部条例の施行期日を定める規則	50
3 千葉県石油コンビナート等防災本部運営規則	51
4 千葉県石油コンビナート等防災本部の権限に属する事項のうち 本部長において処理できる事項	52
5 災害時等における千葉県石油コンビナート等防災本部運営要領	53
6 千葉県石油コンビナート等防災本部幹事会運営要領	58
7 千葉県石油コンビナート等防災本部本部員・幹事名簿	60

1 千葉県石油コンビナート等防災本部条例

昭和51年10月21日

千葉県条例第30号

[改正] 平成13年7月6日

千葉県条例第33号

[改正] 平成17年7月22日

千葉県条例第57号

[改正] 平成27年3月20日

千葉県条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）第28条第9項の規定により、千葉県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部員)

第2条 法第28条第5項第4号、第6号及び第9号に掲げる本部員の定数は、それぞれ11人以内、4人以内及び5人以内とする。

2 法第28条第5項第9号に掲げる本部員の任期は、2年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(幹事)

第3条 防災本部に、幹事60人以内を置く。

2 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部会)

第4条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

2 千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第36条中「並びに国土利用計画法」を、「、国土利用計画法」に改め、「千葉県土地利用審査会の組織及び運営」の下に「並びに石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第28条第8項の規定により設置される千葉県石油コンビナート等防災本部の組織及び運営」を加え、「及び千葉県土地利用審査会条例（昭和49年千葉県条例第54号）」「千葉県土地利用審査会条例（昭和49年千葉県条例第54号）及び千葉県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年千葉県条例第30号）」に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。（平成13年7月6日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。（平成17年7月22日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。（平成27年3月20日条例第26号）

2 千葉県石油コンビナート等防災本部条例の

施行期日を定める規則

昭和51年11月26日
千葉県規則第76号

千葉県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年千葉県条例第30号）附則第1項の規定により規則で定める同条例の施行期日は、昭和51年11月26日とする。

3 千葉県石油コンビナート等防災本部運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年千葉県条例第30号）第5条の規定により、千葉県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災本部員会議は、本部長が招集し、議長となる。

2 本部員は、本部員会議の開催の必要があると認めるときは、本部長に会議の招集を求めることができる。

(委任による処理)

第3条 防災本部の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、本部長において処理することができる。

2 本部長は、前項の規定により処理したときは、次の本部員会議にこれを報告しなければならない。

(部会)

第4条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会を招集するときはあらかじめ本部長にこれを通知しなければならない。

3 部会長は、部会の経過及び結果を本部員会議に報告しなければならない。

4 専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任させるものとする。

(幹事会)

第5条 防災本部に幹事会を置く。

2 本部長は、必要の都度幹事を招集して事務を処理させることができる。

(委任)

第6条 前2条に定めるもののほか、部会及び幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、部会長及び幹事会長がそれぞれ、部会及び幹事会に諮って定める。

(事務局)

第7条 防災本部の事務局は、県防災危機管理部消防課に置き、防災本部の事務を処理する。

(事務局員)

第7条の2 防災本部の事務局員を次のとおり区分する。

- 一 事務局長
- 二 次 長
- 三 事務局職員

2 防災本部事務局長は、県防災危機管理部次長の職にある者をもって充て、次長は、県防災危機管理部消防課長の職にある者をもって充てる。

3 本部事務局職員は、本部長が指名する者をもって充てる。

附 則

この規則は、昭和51年12月9日から施行する。

この規則は、昭和56年7月17日から施行する。

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

4 千葉県石油コンビナート等防災本部の権限に

属する事項のうち本部長において処理できる事項

昭和54年2月6日
本部員会議審議決定

千葉県石油コンビナート等防災本部運営規則第3条の規定により、次の事項は本部長において処理することができる。

- 1 千葉県石油コンビナート等防災計画の軽易な修正を行うこと（石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第31条）。
- 2 軽微な災害が発生した場合において、次の事項を実施すること（法第27条）。
 - (1) 防災に関する情報の収集伝達。
 - (2) 関係機関等が千葉県石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に関する連絡調整及び協力要請。
 - (3) 現地防災本部及び現地連絡班に対し行う、災害応急対策の実施に関する必要な指示。
- 3 防災に関する調査研究及び広報を行うこと（法第27条）。
- 4 その他軽易な事項を行うこと。

5 災害時等における千葉県石油コンビナート等

防災本部運営要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県石油コンビナート等防災本部条例第5条の規定により、災害時等における防災本部の運営等について必要な事項を定め、災害応急対策等の円滑かつ迅速な推進を図る。

(配備体制)

第2条 災害時等における防災本部の配備体制は次のとおりとする。

- 一 非常第一配備体制
- 二 非常第二配備体制

2 次の場合に、非常第一配備体制をとる。

- 一 石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合で本部長が必要と認めた場合
- 二 以下のイからホに該当する場合
 - イ 特別防災区域が所在する市が気象庁発表震度で震度5弱の場合（自動配備）
 - ロ 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合（自動配備）
 - ハ 気象庁が津波予報区の東京湾内湾に津波注意報又は津波警報を発表した場合（自動配備）
 - ニ 特別防災区域が所在する市に気象警報（波浪を除く。）が発表され、かつ、台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき。（自動配備）
 - ホ 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合（自動配備）

3 次の場合に、非常第二配備体制をとる。

- 一 前項の配備体制では対処困難と本部長が認めた場合
- 二 石油コンビナート等災害防止法第29条第1項の規定による石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）を設置した場合（自動配備）
- 三 以下のイからへに該当する場合
 - イ 特別防災区域が所在する市が気象庁発表震度で震度5強以上の場合（自動配備）
 - ロ 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合（自動配備）
 - ハ 気象庁が津波予報区の東京湾内湾に大津波警報を発表した場合（自動配備）
 - ニ 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の規定による警戒宣言が発令された場合（自動配備）
 - ホ 特別防災区域が所在する市に以下の気象等の特別警報が発表された場合（自動配備）
 - (1) 大雨特別警報
 - (2) 暴風特別警報
 - (3) 暴風雪特別警報
 - (4) 大雪特別警報
 - (5) 高潮特別警報
 - へ 特別防災区域が所在する市が台風の暴風域に入ることが確実と予測される場合で、本部長が必要と認めた場合

4 前2項は県庁内に配備するものとし、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めるとき解除する。

(本部員の参集)

第3条 本部員は、前条に規定する配備体制がとられたとき、本部長の指示のもとに各所属で防御活動等を指揮し本部長が必要と認めたときは、所定の場所に参集するものとする。

この場合、やむを得ない事情が生じたときは、その代理者を充てることができる。

(事務局の体制)

第4条 第2条第1項に規定する配備体制がとられた場合、防災本部事務局の分掌事務は別表1に、班別編成は別表2に掲げるとおりとする。

(現地本部の設置)

第5条 本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に総合的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるときに、現地本部を設置することができる。

2 現地本部は、原則として当該災害が発生した特別防災区域を所轄する市庁舎に設置する。ただし、防災活動の円滑な実施及び災害の状況の総合的把握を容易にするため必要な場合は、現地本部長の判断により適当と認める場所に設置することができる。

3 現地本部は、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めるとき、廃止する。

4 現地本部の設置基準は、別表3に掲げるとおりとする。

(現地本部の組織)

第6条 現地本部に現地本部長及び現地本部員を置くとともに、現地本部の運営を円滑に実施するため事務局を置く。

2 現地本部長は、当該災害の発生場所、地理的条件、影響範囲等を考慮し、当該区域の市長を本部長が指名する。

3 現地本部員は、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。この場合、やむを得ない事情が生じたときは、その代理者を充てることができる。

4 現地本部長は、必要に応じ、関係特定事業所長及び共同防災組織管理者等の現地本部への参加を求めることができる。

(現地本部事務局の体制)

第7条 現地本部事務局は現地本部長・現地本部員所属職員、防災本部事務局員、当該市及び消防職員で構成し事務局活動の迅速かつ円滑を期することとする。

また、事務局の分掌事務及び構成機関については別表4に掲げるとおりとする。

(県・市災害対策本部との関係)

第8条 防災本部が非常第二配備体制をとっているとき及び現地本部設置時に、県、市災害対策本部が設置された場合は、当該災害対策本部と緊密な連携を図るとともに統一的に対応する。

附 則

この運営要領は昭和56年7月17日から施行する。

この運営要領は平成8年4月1日から施行する。

この運営要領は平成11年4月1日から施行する。

この運営要領は平成12年4月1日から施行する。

この運営要領は平成13年4月1日から施行する。

この運営要領は平成14年4月1日から施行する。

この運営要領は平成15年4月1日から施行する。

この運営要領は平成16年1月5日から施行する。

この運営要領は平成16年4月1日から施行する。

この運営要領は平成20年4月1日から施行する。

この運営要領は平成23年4月1日から施行する。

この運営要領は平成24年4月1日から施行する。

この運営要領は平成25年4月1日から施行する。

この運営要領は平成28年4月1日から施行する。

この運営要領は平成31年4月1日から施行する。

この運営要領は令和2年6月9日から施行する。

この運営要領は令和3年5月12日から施行する。

この運営要領は令和4年4月1日から施行する。

別表1 防災本部事務局の分掌事務（第4条第1項関係）

区分	分 掌 事 務	区分	分 掌 事 務
指揮班	調整・指揮等に関する事 他の機関の出動要請に関する事。 県災害対策本部との調整に関する事。 他の班に属さない事。	通信班	防災行政無線の運用に関する事。 衛星移動車の運用に関する事。
情報班	災害情報の収集、消防活動状況に関する事。 居住地域への影響に関する事。 記録統計に関する事。	庶務班	事務局の庶務に関する事。
広報渉外班	災害広報に関する事。 災害報告書等の作成に関する事。	本部連絡班	本部員・幹事への連絡に関する事。 本部事務局と各課との連絡・調整に関する事。
現地派遣班	現地状況の把握及び防災本部への報告に関する事。 防災関係機関相互の調整に関する事。 現地本部の設置に関する事。		

備考 現地派遣班は、現地本部設置後その業務を現地本部に移し廃止する。

別表2 防災本部事務局の班別編成（第4条第1項関係）

災害時等における千葉県石油コンビナート等防災本部運営要領別表1に定める災害時等における班別の要員数及び構成機関は次のとおりとする。

班名	構成機関	要員	班名	構成機関	要員
指揮班	県防災危機管理部消防課	2	通信班	県防災危機管理部防災対策課	4
	〃 〃 防災対策課	2			
	〃 〃 産業保安課	2			
	小 計	6			
情報班	県防災危機管理部消防課	5	本部連絡班	県総務部総務課	2
	〃 〃 産業保安課	1		〃 防災危機管理部危機管理政策課	2
	小 計	6		〃 健康福祉部医療整備課	2
広報渉外班	県防災危機管理部消防課	2		〃 〃 薬務課	2
				〃 環境生活部環境政策課	2
				〃 〃 大気保全課	2
現地派遣班	千葉労働局	3		〃 〃 水質保全課	2
	県防災危機管理部消防課	1		〃 商工労働部産業振興課	2
	〃 〃 産業保安課	1		〃 農林水産部水産課	2
	〃 警察本部			〃 〃 漁業資源課	2
	地元消防（局）本部			〃 県土整備部県土整備政策課	2
	発災事業所			〃 〃 港湾課	2
	その他特に関係する機関			〃 企業局水道部計画課	2
	小 計（県のみ）	4	〃 〃 工業用水部施設設備課	2	
			〃 〃 土地管理部資産管理課	2	
			小 計	30	
		庶務班	県防災危機管理部消防課	2	
		総 計	54		

- 備考 1 非常第1配備体制にあつては、県防災危機管理部消防課で対処するものとする。
- 2 災害対策本部が併設された場合は、災害対策本部と緊密な連携を図るとともに統一的に対応するため、構成機関及び要員は上記の限りではない。
- 3 現地派遣班以外の事務局職員は原則として県職員とするが、必要に応じて本部長は他の防災関係機関から事務局職員を指名する。
- 4 現地派遣班の県職員は、指揮班から現地派遣の指示があるまでの間は情報班を応援するものとする。
- 5 本部連絡班は、指揮班から参集等の指示があるまでの間は連絡体制を維持しながら待機するものとする。
- 6 各要員は、指揮班の指示により相互に応援し合うものとする。

別表3 現地本部設置基準（第5条第3項関係）

区分	状 況
自然災害	1 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の規定による警戒宣言が発令された場合 2 特別防災区域所在市区において、気象庁発表震度が震度5強以上の場合 3 気象庁が津波予報区の東京湾内湾に大津波警報を発表した場合
事故災害	1 特定事業所において異常現象が発生し、当該事業所若しくは共同防災組織又は当該事業所を管轄する消防機関では対応が困難な場合 2 特定事業所において異常現象が発生し、災害規模の拡大の恐れがある場合 3 特定事業所の周辺に災害が発生し、当該事業所に災害が拡大するおそれがある場合

別表4 現地本部事務局の分掌事務及び構成機関（第7条関係）

区分	分 掌 事 務	構 成 機 関
現地指揮班	各班の連絡調整に関すること。 防災本部への報告、要請に関すること。 他の班に属しないこと。	防災本部事務局 地元市 地元消防（局）本部 千葉労働局 県警察本部 その他特に関係する機関
現地情報班	災害情報の収集に関すること。 消防活動状況に関すること。 住居地域への影響に関すること。	地元消防（局）本部 地元市 その他特に関係する機関
現地広報班	現場及び付近住民に対する広報、避難勧告、指示に関すること。 関係機関に対する広報に関すること。	地元市 地元警察署 地元消防（局）本部 その他特に関係する機関
現地調査班	事故原因の調査に関すること。	防災本部事務局 県警察本部 千葉労働局 地元消防（局）本部 その他特に関係する機関
現地庶務班	現地本部の庶務に関すること。 現地本部会議の事務に関すること。 現地本部の運営記録に関すること。	地元市 地元消防（局）本部

備考 各班長は災害の態様に応じ、現地本部長が指名する。

6 千葉県石油コンビナート等防災本部幹事会運営要領

(設置)

第1条 千葉県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の所掌事務を円滑に遂行するため、千葉県石油コンビナート等防災本部幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 幹事会は、会長及び千葉県石油コンビナート等防災本部条例(昭和51年千葉県条例第30号)第3条に規定する幹事をもって組織する。

(会長)

第3条 会長は、県防災危機管理部次長の職にあるものをもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

(幹事)

第4条 幹事は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事務)

第5条 幹事会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 防災本部の所掌事務に関し、資料の収集、調査及び研究をすること。
- 二 防災本部に提出する議案に関すること。
- 三 その他防災本部が必要と認める事項に関すること。

(会議)

第6条 幹事会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名するものをもって議長に充てる。

(特別幹事会)

第7条 第5条に規定する事項で緊急又は簡易な事項を処理するため、特別幹事会を設置することができる。

- 2 特別幹事会は、会長が必要と認めた者をもって構成する。
- 3 特別幹事会の会議については、前条の規定に準じて行うものとする。

(結果報告)

第8条 会議の結果については、特別幹事会は幹事会に、幹事会は防災本部にそれぞれの議長が報告するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急又は簡易な事項に係る会議の結果については、防災本部の本部長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会及び特別幹事会の庶務は、県防災危機管理部消防課において処理する。

附 則

- この要領は、昭和51年12月9日から施行する。
この要領は、平成8年10月1日から施行する。
この要領は、平成12年4月1日から施行する。
この要領は、平成13年4月1日から施行する。
この要領は、平成14年4月1日から施行する。
この要領は、平成15年4月1日から施行する。
この要領は、平成16年4月1日から施行する。
この要領は、平成16年7月1日から施行する。
この要領は、平成17年4月1日から施行する。
この要領は、平成20年4月1日から施行する。
この要領は、平成21年4月1日から施行する。
この要領は、平成22年4月1日から施行する。
この要領は、平成23年4月1日から施行する。
この要領は、平成24年4月1日から施行する。
この要領は、平成25年4月1日から施行する。
この要領は、平成27年4月1日から施行する。
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。
 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

関東管区警察局広域調整部災害対策官	習志野市総務部危機管理課長
関東東北産業保安監督部保安課長	富津市総務部防災安全課長
千葉港湾事務所長	市川市消防局警防課長
千葉海上保安部警備救難課長	千葉市消防局予防部予防課査察対策室長
千葉労働局労働基準部健康安全課長	市原市消防局火災予防課長
千葉国道事務所長	袖ヶ浦市消防本部警防課長
陸上自衛隊第1空挺団本部第3科長	木更津市消防本部参事（予防課長事務取扱）
千葉県警察本部警備部警備課長	君津市消防本部予防課長
〃 〃 地域部地域課長	浦安市消防本部次長（警防課長事務取扱）
〃 総務部総務課長	船橋市消防局警防指令課長
〃 防災危機管理部危機管理政策課長	習志野市消防本部予防課長
〃 〃 防災対策課長	富津市消防本部予防課長
〃 〃 消防課長	京葉臨海北部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会長事業所の職員のうちから当該協議会会長が指名するもの
〃 〃 産業保安課長	千葉地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会長事業所の職員のうちから当該協議会会長が指名するもの
〃 健康福祉部医療整備課長	市原市石油コンビナート等特別防災区域協議会会長事業所の職員のうちから当該協議会会長が指名するもの
〃 〃 薬務課長	市原市石油コンビナート等特別防災区域協議会副会長事業所の職員のうちから当該協議会副会長が指名するもの
〃 環境生活部環境政策課長	袖ヶ浦市石油コンビナート等特別防災区域協議会会長事業所の職員のうちから当該協議会会長が指名するもの
〃 〃 大気保全課長	京葉臨海南部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会長事業所の職員のうちから当該協議会会長が指名するもの
〃 〃 水質保全課長	銚子地方気象台防災管理官
〃 商工労働部産業振興課長	関東経済産業局総務企画部総務課危機管理・災害対策室長
〃 農林水産部水産局水産課長	日本赤十字社千葉県支部事業部長兼救護福祉課長
〃 〃 漁業資源課長	(公社)千葉県医師会事務局長
〃 県土整備部県土整備政策課災害対策担当課長	日本放送協会千葉放送局放送部長
〃 〃 港湾課長	
〃 企業局水道部計画課長	
〃 〃 工業用水部施設設備課長	
〃 〃 土地管理部資産管理課長	
市川市危機管理室危機管理課長	
千葉市総務局危機管理部危機管理課長	
市原市総務部危機管理課長	
袖ヶ浦市総務部防災安全課長	
木更津市総務部危機管理課長	
君津市総務部危機管理課長	
浦安市総務部危機管理課長	
船橋市市長公室危機管理課長	

7 千葉県石油コンビナート等防災本部本部員・幹事名簿

本部長 千葉県知事
 石炭法第28条第4項による本部長職務代理者 千葉県副知事
 千葉県副知事

(令和5年7月1日現在)

号	本部員 49名(本部長含まず)	幹事 59名
	千葉県石油コンビナート等防災本部本部員	千葉県石油コンビナート等防災本部幹事
1	関東管区警察局広域調整部長 千葉県労働局長 関東東北産業保安監督部長 関東地方整備局統括防災官 千葉県海上保安部長	関東管区警察局広域調整部災害対策官 千葉県労働局労働基準部健康安全課長 関東東北産業保安監督部保安課長 千葉港湾事務所長 千葉国道事務所長 千葉県海上保安部警備救難課長
2	陸上自衛隊第1空挺団長	陸上自衛隊第1空挺団本部第3科長
3	千葉県警察本部長	千葉県警察本部警備部警備課長 千葉県警察本部地域部地域課長兼水上警察隊長
4	千葉県副知事 千葉県副知事 千葉県総務部長 千葉県防災危機管理部長 千葉県健康福祉部長 千葉県環境生活部長 千葉県商工労働部長 千葉県農林水産部長 千葉県県土整備部長 千葉県企業局長	 千葉県総務部総務課長 千葉県防災危機管理部防災政策課長 千葉県防災危機管理部危機管理課長 千葉県防災危機管理部消防課長 千葉県防災危機管理部産業保安課長 千葉県健康福祉部医療整備課長 千葉県健康福祉部業務課長 千葉県環境生活部環境政策課長 千葉県環境生活部大気保全課長 千葉県環境生活部水質保全課長 千葉県商工労働部産業振興課長 千葉県農林水産部水産局水産課長 千葉県農林水産部水産局漁業資源課長 千葉県県土整備部県土整備政策課災害対策担当課長 千葉県県土整備部港湾課長 千葉県企業局水道部計画課長 千葉県企業局工業用水部施設設備課長 千葉県企業局土地管理部資産管理課長
5	市川市長 千葉市長 市原市長 袖ヶ浦市長 木更津市長 君津市長	市川市危機管理室危機管理課長 千葉市総務局危機管理部危機管理課長 市原市総務部危機管理課長 袖ヶ浦市総務部防災安全課長 木更津市総務部危機管理課長 君津市総務部危機管理課長
6	浦安市市長 船橋市長 習志野市長 富津市長	浦安市総務部危機管理課長 船橋市市長公室危機管理課長 習志野市総務部危機管理課長 富津市総務部防災安全課長
7	市川市消防局長 千葉市消防局長 市原市消防局長 袖ヶ浦市消防長 木更津市消防長 君津市消防長 浦安市消防長 船橋市消防局長 習志野市消防長 富津市消防長	市川市消防局警防課長 千葉市消防局予防部予防課査察対策室長 市原市消防局火災予防課長 袖ヶ浦市消防本部警防課長 木更津市消防本部予防課長 君津市消防本部予防課長 浦安市消防本部警防課長 船橋市消防局警防指令課長 習志野市消防本部予防課長 富津市消防本部予防課長
8	京葉臨海北部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会長 (ENEOS株) 市川油槽所所長 千葉地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会長 (JFEスチール株) 常務執行役員東日本製鉄所(千葉地区)副所長 市原市石油コンビナート等特別防災区域協議会会長 (KHネオケム株) 執行役員千葉工場長 市原市石油コンビナート等特別防災区域協議会副会長 (ENEOSマテリアル株) 千葉工場工場長 市原市石油コンビナート等特別防災区域協議会副会長 (ティー・エム・ターミナル株) 市原事業所副所長兼技術課長 袖ヶ浦市石油コンビナート等特別防災区域協議会会長 (旭化成株) 製造統括本部川崎製造所千葉工場長 京葉臨海南部地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会長 (日本製鉄株) 東日本製鉄所(君津地区)環境防災部部長	ENEOS株) 市川油槽所受託会社所長 JFEスチール株) 東日本製鉄所(千葉地区)環境・防災部長 KHネオケム株) 千葉工場環境保安・品質保証部長 ENEOSマテリアル株) 千葉工場環境保安課長 ティー・エム・ターミナル株) 市原事業所副所長兼技術課長 旭化成株) 製造統括本部川崎製造所千葉工場環境安全課担当 日本製鉄株) 東日本製鉄所(君津地区)環境防災部環境防災室主幹
9	銚子地方気象台長 関東経済産業局総務企画部長 日本赤十字社千葉県支部事務局長 (公社)千葉県医師会理事 日本放送協会千葉放送局長	銚子地方気象台防災管理官 関東経済産業局総務企画部総務課長 日本赤十字社千葉県支部事業部長兼救護福祉課長 (公社)千葉県医師会事務局長 日本放送協会千葉放送局放送部長